

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員条例

平成19年3月30日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第195条、第200条及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査委員の定数)

第2条 本広域連合の監査委員の定数は、2人とする。

(監査委員の補助)

第3条 本広域連合の監査委員事務を補助させるための書記は、神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局職員が担う。

(告示又は公表)

第4条 監査委員が行う告示及び公表は、神奈川県後期高齢者医療広域連合公告式条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第1号)に定める公表の例によるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、職務の執行につき必要な事項は、監査委員が協議のうえこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。